

『春陽会会報』 (第六号) 昭和三十二年七月

春陽会会則改正 案

春陽会会則(改正案) *傍線

一九五〇年(昭和二十五年)以来実施されてきました春陽会会則も会の

発展と時代の進行にともない不備の点も多く、何かと会務運営に不備を感じ
る様になりましたので、ここに各位の総意をはかり規則の改正をいたし
たいと思います。(傍線引用者)

御多忙中とは存じますが宜しくお気づきの点をお知らせ下さい。各位の
総意は委員会にてまとめ、会則第五章第二十一条に従い会員の討議にか
けて新しい会則を決定いたします。

期日、八月二十日までに東京事務所に到着する様にお願いたします。
なお今までの会則(改正案)を同封いたします。御参照下さい。

会員・準会員各位

春陽会

第一章 総則

第一条 本会は春陽会という。

第一条 本会は絵画、版画、舞台美術各部の制作を職能とする美術家で組
織する。

第三条 本会は本部事務所を東京都におく。

第四条 本会は地方に支部をおくことができる。

第五条 本会は会則に基づいて運営される。

第二章 目的及事業

第六条 本会は第二条の美術の発展向上のために努力することを目的とし、
それを達成するため左の事業を行う。

- 1 公募展覧会。
- 2 会内展覧会。
- 3 研究所及研究会。
- 4 その他目的にそうと認められる諸事業。

第三章 会の組織

第七条 本会は絵画、版画、舞台美術各部の会員、準会員、及客員で構成
される。

第八條 會員

- 1 會員は本組織の中心であつて、本会の運営並に維持について責任をもたねばならない。
- 2 新しく會員となるものは、全會員の二分の一以上の出席数を持つ會員会の討議を経、出席會員全員の賛同を経なければならぬ。但し欠席會員は議決権を會員会に委任することができぬ。
- 3 退会しようとするものは事務所にその理由を届け出て會務委員會の認定を経なければならぬ。

第九條 相談役

- 1 本会のため永年尽力した會員中から相談役を推薦する。相談役は會務委員の討議を経、全會員の二分の一以上出席数を持つ會員会の同意を経て推薦される。

第十條 準會員

- 1 準會員は将来會員に推挙される資格があり、展覽会運営に協力するものである。
- 2 新しく準會員となるものは公募春陽会展の成績によつて全會員の三分の一以上出席の會員会の討議を経、出席會員三分の二以上の同意を経なければならぬ。
- 3 準會員は出品に際して審査を受ける。

第十一條 會務委員

- 1 會務委員は全会の意志を代表する機関であつて、その年度の会の運営上の責任をもたねばならない。
- 2 會員中から年度替りに全會員の投票によつて、全會員の五分の一の人数を、得票順に會務委員として選出する。選出に際し會員の端数は一名とする。
- 3 事務所担当會員は原則として會務委員長とする。
- 4 會務委員の任期は概ね一年とし再選をみとめる。
(5 項ヲ削ル)

第十二條 客員

- 1 客員は本会成立の趣旨に賛するものの中から推薦され、その職種についてはこれを問わない。
- 2 客員は會運営上の事務分担の責任を負わない。
- 3 客員推薦の方法は第八條第 2 項に準ずる。
- 4 作家として推薦された客員で展覽会に自作を陳列する場合は、年々の會員に対する申し合わせ事項が適用される。但しこの場合陳列分担金(概ね一年度分春陽会會員費)を納入することを原則とする。但し特別の場合は會務委員會の討議を経て免除することがある。
- 5 客員の退会は第八條第 3 項に準ずる。

第四章 罰則

第十三条 会員、相談役、准会員、客員、会務委員にして自己の責任を果

たさず、又会員の名誉を傷つけた行為のあるときは、会務委員会の討議を経て夫々の位置を免ぜられ、又は除名される事がある。

(第十二条、第十六条ヲ削ル)

第十四条 理由無くして一年以上会費を納入しないもの、又無届で会と交

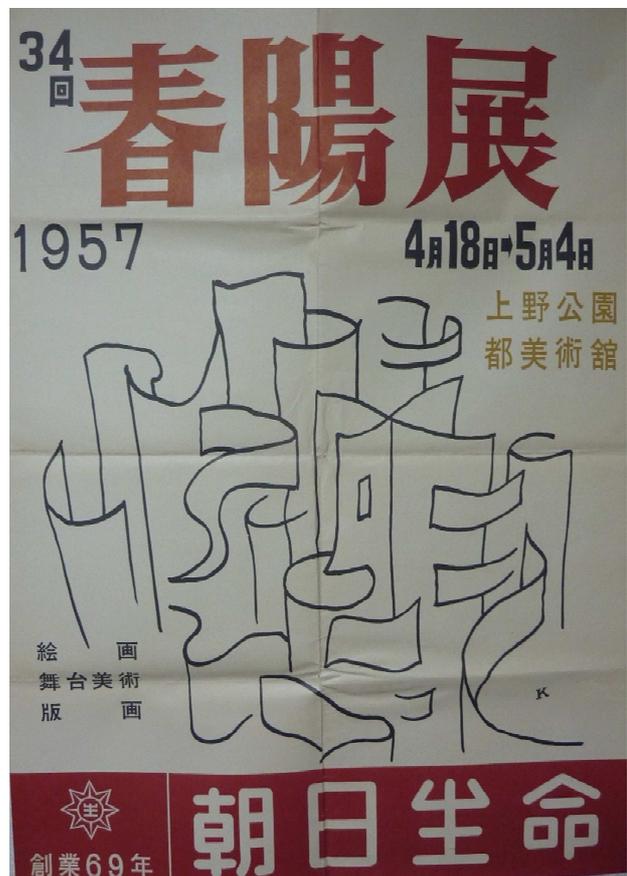
渉を断つたものは退会者と認める。

(第2、3項ヲ削ル)

第五章 附則

第十五条 会員、相談役、准会員、客員、会務委員に推薦又は選出された

ときは本人の承諾を経なければならぬ。



『春陽会会報』 (第八号) 昭和三十二年十二月二十日

春陽会会則改正 決定

先に会報第六号で御依頼しました、かねて懸案の会則改正の件は、各位の御意見をとりまとめた上委員会(九月十四日 既報 十二月十日 会場・青山学院校友会館/出席者 伊藤善、遠藤典太、岡鹿之助、木本、倉田三郎、中谷泰、藤井令太郎、三雲祥之助、三井永一、南大路一、北岡文雄)でその原案を討議し、十二月十八日の会員総会(会場・青山学院校友会館/出席者 三十七名、委任状四十二名)席上で更に討議を加えた結果、会則第二十一条に基づき出席全員の賛同を得て、ここに新しく春陽会会則を決定しました。

(以下略)

春陽会